

堺市自治連合協議会 令和6年7月定例会

1. 依頼案件

(1) 第51回「堺まつり」のポスターの掲示について

【広報さかい10月号掲載予定】

(堺観光コンベンション協会)

本年、10月19日(土)、20日(日)の両日に第51回「堺まつり」を開催いたします。
つきましては、この事業を広く周知するため、貴校区におきましてポスターの掲示についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 第51回「堺まつり」

主催：公益社団法人 堺観光コンベンション協会

2 ポスター

B3サイズ

3 掲示期間

令和6年9月上旬 ～ 令和6年10月20日(日)

4 送付時期

各校区代表者宅(もしくは指定送付先)へは9月定例会までに送付する予定です。

問合せ・・・TEL233-5258 堺観光コンベンション協会

(2) 令和6年度堺市表彰式について

【広報さかい8月号掲載予定】

(秘書部)

このたび令和6年度堺市表彰式を次のとおり開催いたしますので、ご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 日 時

令和6年7月26日(金) 開式：午後2時00分 閉式：午後3時00分(予定)

2 場 所

堺市民芸術文化ホール【フェニーチェ堺】(南線高野線「堺東」駅徒歩約10分)
(堺市堺区翁橋町2-1-1)

※出席の申し込みは不要です。直接会場へご来場ください。

3 内 容

- ・ 開式
- ・ 国歌斉唱
- ・ 市民憲章朗読
- ・ 式辞
- ・ 来賓紹介・祝辞
- ・ 表彰状贈呈
堺市功労者表彰
堺市栄誉賞
堺市栄冠賞
堺市特別功績者表彰
堺市功績者表彰
堺市善行者表彰
- ・ 感謝状贈呈
地域活動貢献者
永年在職議員
- ・ 閉式



4 その他

- ・ フェニーチェ堺内の駐車場（有料）は大変混雑いたします。恐れ入りますが、公共交通機関をご利用のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 悪天候、災害等により式典を中止する場合があります。

問合せ・・・TEL228-7616 秘書課

(3) 第13回大阪880万人訓練の実施について

【広報さかい8月号掲載予定】

(危機管理室)

下記のとおり令和6年9月3日（火）に大阪府下全域で「第13回大阪880万人訓練」を実施します。

当訓練は、災害が起こったときに、府民の皆様がどのように行動したらよいかを日頃から考え、必要な準備をしたうえで、とっさに行動ができるようにすることを目的として実施しているものです。

つきましては、より多くの市民の皆さまに訓練行動を実践いただきたく、今月から各自治会でポスターをご掲示頂きたいと考えています。お手数をおかけいたしますが、当訓練の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 実施日時

令和6年9月3日（火）15時00分

2 訓練開始合図（15時00分）

- 防災行政無線の屋外スピーカー等による訓練開始の放送
- 津波避難対象地域でのサイレン吹鳴

- X（旧ツイッター）（登録者のみ）、アイファックス（登録者のみ）
- Yahoo！「防災速報」アプリ（登録者のみ）

3 訓練時の情報伝達（15 時 03 分～）

- 携帯電話の緊急速報メール（対象機種のみ）（※）
15 時 03 分：大津波警報発表情報（大阪府発信）
15 時 05 分：大津波警報に伴う避難指示情報（堺市発信）
※ マナーモードにしても鳴動します。
- おおさか防災情報メール（登録者のみ）15 時 03 分頃
- 大阪防災アプリ（登録者のみ）15 時 03 分頃

4 内 容

訓練開始の合図を受け、一斉に机の下に身を隠すなど、身を守ることや、避難するなどの具体的な行動を、できる範囲で行っていただきますようお願いします。

問合せ・・・TEL228－7605 危機管理課

(4) 第 42 回平和と人権展の開催について

【広報さかい 8 月号掲載予定】

(ダイバーシティ推進部)

第 42 回平和と人権展の開催について

平和と人権の大切さの理解を深め、一人ひとりが自分の問題として考えることにより、すべての人が自分らしく生きられる社会をめざすことを目的に、下記の日程で「第 42 回平和と人権展」を開催いたします。

つきましては、公私御多用のことと存じますが、ぜひ御来場いただきたく御案内申し上げます。

記

- | | | |
|--------|--|-----------------|
| 1 開催期間 | 令和 6 年 8 月 5 日（月）～8 月 9 日（金） | |
| 2 開催場所 | アリオ鳳 1 階グリーンコート
堺市西区鳳南町 3 丁 199 番地 12 | |
| 3 主 催 | 堺市、堺市教育委員会
人権啓発活動堺・南大阪地域ネットワーク協議会 | |
| 4 内 容 | ○企画展示 | 世界の戦争、紛争のパネル展示 |
| | ○一般展示 | 太平洋戦争時下の実物資料の展示 |
| | ○映像コーナー | 「堺大空襲」等の映像の放映 |

問合せ・・・TEL228－7420 人権推進課

(5) ①令和 6 年「秋の全国交通安全運動」実施に伴う青色防犯パトロール車巡回時における広報活動のご協力について

②運転者講習会の開催について

【広報さかい 9 月号掲載予定】

(サイクルシティ推進部)

①令和 6 年「秋の全国交通安全運動」実施に伴う青色防犯パトロール車巡回時における広報活動のご協力について

9 月 21 日（土）から 30 日（月）まで「秋の全国交通安全運動」が実施されます。

この運動の期間中におきましては、広報さかい、ホームページ等の各種媒体を利用した広報啓発活動を展開し、市民の皆様への周知を行い、交通安全運動を推進しております。

つきましては、この運動をより効果的なものとするため、青色防犯パトロール車の巡回時におきまして、広報音声を放送いただき、交通事故の防止にご協力いただきますようお願いいたします。

②運転者講習会の開催について

9 月 21 日（土）から 9 月 30 日（月）までの、令和 6 年「秋の全国交通安全運動」の実施にさきだち、9 月 2 日（月）から 17 日（火）の予定で運転者講習会を開催いたします。

各校区の地域交通指導員のみなさまに運転者講習会の日程や開催場所を記したポスターの掲示と、実施校区では運営へのご協力をお願いさせていただきますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

日程や開催会場が決まりましたら、校区代表者様には日程や開催場所を記載した資料、代表交通指導員様には日程や開催会場を記載した掲示用ポスターを郵送によりお送りいたします。

つきましては、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問合せ・・・TEL228-7636 自転車企画推進課

(6) 自衛官等募集案内チラシの自治会回覧板での回覧許可について

【広報さかい 7 月号掲載】

(防衛省自衛隊堺出張所)

自衛官は、数ある仕事の中でも「平和を仕事にする」ことを胸に、誇りをもって社会に貢献することができます。近年、少子高学歴化が進展し、自衛官募集を取り巻く環境は極めて厳しくなっておりますが、今年度も各種自衛官等の採用を行っております。

こうした状況を鑑み、募集している種目、自衛隊の活動につきまして、広く周知したくチラシを回覧していただけるようご協力賜りますようお願い申し上げます。

問合せ・・・TEL232-1026 防衛省自衛隊大阪地方協力本部堺出張所

2. 事業説明案件

(1) 堺市みまもりあい事業の開始について

【広報さかい 9 月号掲載予定】

(長寿社会部)

超高齢社会の進行に伴い、認知症の高齢者の数は増加し続けており、外出して行方不明になってしまう認知症高齢者等の数の増加が社会問題になっています。

このような状況を踏まえ、本市では令和 6 年 9 月から、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見につなげるため、ICT を活用した高齢者見守り支援「堺市みまもりあい事業」を下記のとおり開始することになりましたので、お知らせいたします。

記

1 事業概要

認知症の方に事前に登録していただき、衣類等に貼付できる緊急連絡用ステッカー「みまもりあいステッカー」を配付します。行方不明になった際に、家族等がスマートフォン用アプリ「みまもりあいアプリ」を通して協力者に捜索協力依頼を行い、協力者が行方不明者を発見した場合は、ステッカーに記載されたフリーダイヤルの電話番号と ID 番号を使って、家族等に直接連絡することができます。

2 今後のスケジュール等

令和 6 年 7 月 5 日	堺市自治連合協議会区定例会
7 月末～8 月上旬	事業開始について公表
9 月	広報さかい 9 月号に掲載 申請受付開始

3 その他

9 月より、区役所地域福祉課または長寿支援課にて、申請の受付を行います。具体的な申請方法等について、現在調整中ですので、詳細が決まりましたら、広報さかいや市ホームページ等でお知らせいたします。

問合せ・・・Tel228-8347 長寿支援課

(2) 医療機関における結核検診の実施について

【広報さかい 8 月号掲載予定】

(健康部・保健所)

今年 9 月より、医療機関における結核の個別検診の実施を開始いたします。

それに伴いまして、医療機関での肺がん検診を受診される市民の方が増加していることや、9 月以降、結核検診が肺がん検診と合わせてお近くの医療機関で受診できるようになることから、保健センターや地域会館等で実施している肺がん・結核集団検診を、令和 7 年 3 月末で終了いたします。

今後とも、結核検診・がん検診を受診いただき、皆様の健康管理にお役立ていただきますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ・・・Tel222-9933 感染症対策課
Tel222-9936 健康推進課

(3) 高齢者の肺炎球菌予防接種における堺市独自の費用助成制度の終了について

【広報さかい 9 月号掲載予定】

(保健所)

高齢者の肺炎球菌予防接種において、これまで本市では定期接種対象者である 65 歳の方等への費用助成に加えて、堺市独自の制度として定期接種対象者に該当しない 66 歳以上の方に対しても費用助成を行っていたところですが、令和 7 年 3 月 31 日をもって堺市独自の費用助成制度が終了いたします。

令和7年4月1日以降は定期接種対象者のみが助成対象となります。

問合せ・・・TEL222-9933 感染症対策課

(4) 令和5年度 SMI 美原ライン実証実験の結果報告について

(都心未来創造部)

令和5年度 SMI 美原ライン実証実験の結果をとりまとめましたのでご報告いたします。

実験概要

■実験目的

- 堺都心部と市域東部を直通急行バスでつなぐことで、人流の活性化、公共交通への利用転換や利用促進につなげる。
- 通勤・通学時間帯の運行ニーズがあったことや、沿線施設との連携による需要拡大策の検討など、令和4年度実験における課題を踏まえ、停留所や運行時間帯の変更、企画乗車券の活用などにより、更なる利用者増加につなげる。

■実験日程

- 令和5年10月2日（月）～12月15日（金） 75日間

■運行時間

- 7時台～20時台 ※約1時間間隔で運行

■運行事業者

- 南海バス株式会社

■運賃

- 本格運行を見据えて南海バス株式会社の距離制運賃を適用



問合せ・・・TEL340-0417 SMI プロジェクト推進担当

(5) 令和6年度堺市空家等実態調査業務の実施について

(住宅部)

本市では、今年度、以下のとおり堺市全域の空家等の実態調査を行います。調査時には本市が委託する業者が、校区内で調査を行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

- 1 業務内容 堺市全域の一戸建及び長屋建の空家等の実態を把握し、所有者に対し空家等の適正管理・利活用を促進していくため及び「堺市空家等対策計画」改訂の際の基礎資料の収集のため、堺市全域の空家等の実態調査を行う。
- 2 調査期間 令和6年9月上旬頃から順次実施
(委託契約は令和7年3月14日まで)
- 3 対象地域 堺市全域
- 4 委託先 株式会社アイジェック
TEL : 06-6353-3285

問合せ・・・TEL228-8215 住宅施策推進課

(6) 自治会加入促進の取組に係る効果検証について

(市民生活部)

地域における自治会加入促進の取組としまして、校区代表者をはじめとする自治会の皆様による戸別訪問やイベント等における積極的な勧誘活動などを実施いただいているほか、本市におきましても、各種広報媒体等を活用した自治会活動の周知啓発など、市民の皆様に自治会活動への参加を呼びかけるための様々な取組を進めています。

これらの自治会加入促進の取組について効果検証を実施し、今後、更なる取組の強化・推進を図りたいと考えております。つきましては、下記のとおり各校区自治連合会の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 効果検証の手法 「新規加入者用アンケート票」を自治会の新規加入者へ配付し、加入促進の取組に係るアンケート調査を実施。
- 2 検証の期間 令和6年7月～令和8年3月31日

3. 実施手順

	実施時期	手順
①	令和 6 年 7 月～	各単位自治会において、自治会加入申請の受付の際に、新規加入者へ「アンケート調査票」の記入を依頼し回収。
②		各校区自治連合会において、校区の会議等の際に、各単位自治会が回収した「アンケート調査票」を集約。(月に 1 回程度)
③		各校区自治連合会において、区定例会の際に、集約した「アンケート調査票」を区自治推進課へ提出。
④	令和 7 年 4 月頃	堺市において、アンケート結果(令和 6 年度分)を集約し各校区自治連合会へ共有。

※上記①～④を令和 7 年度分も実施。

問合せ・・・TEL-228-7405 市民協働課

3. 協議会案件

(1) 自治会施設賠償責任保険について

自治会が所有又は管理する防犯灯、防犯カメラ、掲示板に起因する事故による損害を補償する自治会施設賠償責任保険の更新についてお知らせいたします。

複数保険会社による見積もり合わせを実施した結果、落札保険会社は前年同様「三井住友海上火災保険株式会社」となりました。

事故が起きたときは、リーフレットに記載の事故受付センターである「0120-258-189」にお電話いただくか、裏面に記載されている、有限会社ポントスの担当者までご連絡ください。なお、お問合せの際には、表紙に記載されている証券番号・保険契約者名が必要になりますのでご注意ください。

各校区代表者の皆さまにおかれましては、大変お手数をおかけしますが、本保険にご加入いただいている各単位自治会長様へリーフレットを配布いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(2) 自治会及び町内会への加入促進に関する協定書について

平成 27 年度に締結した、堺市自治連合協議会、大阪府宅地建物取引業協会堺市支部、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部、堺市の 4 者協定に基づく自治会加入促進の取り組みについて、大阪府宅地建物取引業協会堺市支部、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部より、会員事業所が自治会加入に関し相談する際の資料として、校区代表者の連絡先等が記載された一覧の提供依頼がありました。

つきましては、本年度の各校区代表者の連絡先等の提供をご承認くださいますようお願いいたします。

○宅地建物取引業協会堺市支部・全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部との自治会への加入促進に係る協定に基づく取組について

- ・平成 27 年度に宅建協会堺市支部・不動産協会大阪南支部・堺市自治連合協議会・堺市の四者が「自治会への加入促進に係る協定」を締結し、以降、両協会の加盟事業所へ「自治会加入促進リーフレット」と「校区代表者名簿」を提供するもの。

- ・ 加入促進リーフレット



(3) 堺市自治連合協議会 要望書について

堺市自治連合協議会から市へ要望書を提出いたします。市の予算要求に要望を反映していくために、10月中旬には提出する必要があります。

昨年度に引き続き、各区からの要望は項目に関わらず2つまでにさせていただきたいと思います。

締め切りにつきましては、市事務局へ9月9日(月)までにご提出をお願いいたします。要望内容は、10月役員会で速報としてお示しした後、全体要望書にまとめあげ、市へ10月中旬に提出させていただきますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

問合せ・・・TEL228-7405 市民協働課

4. 事務局連絡

(1) 堺市表彰について

7月26日に執り行われます堺市表彰式において、当協議会より表彰を受ける方のご紹介をさせていただきます。

表彰名	区分	被表彰者	校区
堺市特別功績者表彰	教育功績・社会体育関係	岸本 啓司 会長	三原台
堺市特別功績者表彰	民生功績・社会福祉関係	飛石 隆男 会長	市
堺市功績者表彰	自治功績・地域社会発展関係	原田 正春 会長	若松台
堺市功績者表彰	民生功績・社会福祉関係	松村 昭雄 会長	新金岡

問合せ・・・TEL228-7405 市民協働課

(2) 自治会手帳について

各校区指定送付先へ今年度版の自治会手帳を送付させていただきましたので、ご査収くださいますようお願いいたします。

問合せ・・・TEL228-7405 市民協働課

(3) 校区役員名簿等の取扱いについて

堺市自治連合協議会事務局では、例年4月に各校区からご提出いただいている「校区役員名簿」(別紙1)及び「送付先の指定について」(別紙2)を取りまとめ、堺市自治連合協議会全体の校区役員名簿等を作成しています。名簿様式(別紙1)にも記載しているとおり、市(区)事務局では本名簿を基に堺市関係各課への情報提供や開発事業者からの問合せ等に使用しますので、改めてご案内いたします。つきましては、校区内でご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 使用用途

(1) 情報提供

① 開発・工事業者、不動産業者等への情報提供

開発や工事等に係る地元説明や協議が必要な場合の業者等からの問合せに対して、必要最小限で自治会長の連絡先をお知らせします。

② 自治会加入希望者への情報提供

自治会への加入を希望される方に、該当地域の自治会長の連絡先をお知らせします。

③ 表彰事務に関する情報提供

総務省や大阪府、日赤大阪府支部などが行う表彰事務に関する照会に対し、自治会長の氏名・会長在職年数等をお知らせします。

(2) 校区役員名簿の貸出し及び提供

①市役所関係課への貸出し

公用で使用する場合に限り、申請書の提出を受けた上で、最大1年間までの期間で貸出しを行っています。

②大阪府宅地建物取引業協会堺市支部、全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部への提供 堺市自治連合協議会と各協会及び堺市で締結している「堺市における自治会及び町内会への加入促進に関する協定書」に基づき、会員店舗で新規購入者等に自治会への加入を働きかけるために校区代表者名簿（校区役員・単位自治会長無し）を提供しています。

③議員への貸出し

堺市議会議員及び大阪府議会議員、国会議員の方が地域との連絡調整を行うために必要な場合に、申請書の提出を受けた上で、最大1年間までの期間で貸出しを行っています。

2.貸出しの際にお知らせしている遵守事項

- ▶ 目的外利用を行わないこと。
- ▶ 個人情報の漏えいリスクを防止するため厳重に保管すること。
- ▶ 個人情報を第三者に提供する際は、事前に本人の同意を得たうえで必要最低限に提供すること。
- ▶ 不要になった名簿は市民協働課へ返却するか、適切な方法で確実に廃棄すること。
- ▶ 個人情報の取扱いにおいては、個人情報保護法や関連法令を遵守するよう徹底すること。

問合せ先・・・TEL228-7405 市民協働課